

美瑛町町民センター使用申請書

令和 年 月 日

美瑛町長 様

(住 所)

申請者 (団体名)

(代表者)

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的	
使用責任者	(住 所)
	(団体名)
	(氏 名) (電話)
使用日時	令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分
	(開催日時) 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分
使用人数	人
使用室名	
使用料減免申請理由	
	※使用料の減免を受けようとする場合は必ず減免理由を記入すること(記入が無い場合は減免になりません)
使用料	円
特記事項	

美瑛町町民センター利用の案内

- 開館時間 午前8時30分～午後9時
- 休館日 年末年始(12月31日～1月5日) ※その他臨時に休館することがあります
- 使用申込 (1)使用する7日前までに使用申請書により許可を受けてください。
(2)使用料は原則として前払いしてください。
(3)使用許可を受けた目的以外の使用、権利の譲渡及び転貸はできません。
- その他、詳しくは文化スポーツ推進室(電話0166-92-4141)にお問い合わせください。

利用のきまり

このセンターは公共施設ですから、使用にあたっては次の事項を守ってください。

- (1)入館の際は必ず許可書を受付に提示し、使用簿に記入してください。
- (2)準備及び後始末は許可された時間内に行い、使用後は必ず清掃して帰りましょう。なお、大量のゴミは各自お持ち帰りください。
- (3)敷地内及び全館禁煙です。また、特別な許可がある場合を除き、多目的ホール内での飲食は禁止です。
- (4)盗難や駐車場での事故には各自が十分注意してください。盗難や駐車場での事故については、当館は責任を負いません。
- (5)設備・備品等を使用するときは係の許可を受け、使用後は設備・備品等を元の位置に戻し、清掃して係の点検を受けてください。なお、設備・備品等を損傷・滅失した場合は、弁償していただきます。
- (6)使用許可を受けた以外の立ち入りはご遠慮願います。
- (7)危険物の持ち込みは固くお断りします。
- (8)その他、美瑛町町民センター条例及び施行規則を遵守の上、公共のマナーを守り、係の指示に従ってください。

町民センター使用料一覧

会議室等使用料(円/時間) 町民料金 ※町民以外の者が使用する場合は下記料金の2倍の額

区 分	利用人員 (会議等)	夏期(5月～10月)		冬期(11月～4月)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
		8:30～18:00	18:00～21:00	8:30～18:00	18:00～21:00
多目的ホール(1階)	500名	2,880円	3,360円	4,830円	5,310円
同上 ステージのみ使用	—				
研修室(1階ホール横)	20名	570円	730円	720円	880円
第1会議室(2階)	20名				
第2会議室(2階)	30名				
第3会議室(2階)	30名				
第4会議室(2階)	42名				
調理実習室(2階)	20名	870円	1,030円		
大会議室(3階)	220名	2,200円	2,410円	3,100円	3,310円
和室A(3階和室)	27名	570円	730円	720円	880円
和室B(3階和室)	36名			870円	1,030円

注1 使用料は上記使用料を使用時間で乗じて得た金額とします。但し、1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算します。

町民センター使用基準

営利を目的とするもの、特定の宗教、教派、教団の活動を目的とするもの、公秩良俗に違反する恐れのあると認められるものなどは使用できません。また、特別な電力等及び物品等について消費又は消耗を伴う場合の使用については別に算出する実費を徴収いたします。

使用料の減免適用除外

私的使用、町民以外の使用、飲酒を伴う使用、減免基準区分5以外の団体使用、区分5の団体が入場料・参加料を徴収する使用、冠婚葬祭の使用など